

# 岡山県新規就農者育成方針

令和6年4月1日  
農林水産部農産課

## 1 趣旨

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号 農林水産事務次官依命通知）別記1及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2の第7の1の規定による新規就農者育成方針について、次のとおり定める。

## 2 新規就農者の確保に向けた課題・目標

(1) 本県の基幹的農業従事者は10年間で約4割減少し、平均年齢も71.5歳、高齢化率は82%となるなど、高齢化が一層進んでおり、後継者を確保できていない農家は7割を超えている。年齢割合で見ると59歳以下が10%、70歳以上が64%となっており、今後10年間で高齢者のリタイアがさらに進むことが予測される。

このため、関係機関・団体と緊密に連携しながら、新規就農者や認定農業者等の担い手確保に対する総合的な支援を行い、将来を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図る。

(2) 新規就農者は、令和元年度から令和5年度の5年間平均で年間160人を確保しているが、今後も新規就農者を積極的に確保するため、農業者の子弟に対しては就農への動機付けを行う一方、農外の優秀な新規参入者を募り、市町村や農業団体等との緊密な連携のもと、スムーズな就農につながるよう地域ぐるみで受入体制と就農環境の整備を図る。

(3) 園芸部門では、伝統ある高い技術に裏打ちされ、国内外の市場から高い評価を受けている白桃やぶどう、地域の気候を生かしたなすやトマトなどの栽培が盛んであり、県内各地で園芸産地が形成されている。

こうした産地では、産地リーダーを中心とした組織活動や担い手育成が図られており、今後とも、本県の優位性が発揮されるよう、農業後継者の確保や新規参入者の就農を支援して園芸産地の維持発展に努めるため、Uターン就農者等の後継就農者の確保対策の推進、各種研修制度を活用した新規参入者の就農支援を図る。

(4) 新規就農者が技術習得とともに安定した農業経営をするためには、生産基盤の確保が必要であるが、近年の物価高騰の影響を受け施設整備が進んでいないことから、経営発展支援事業等の活用により施設整備を後押しすることで、県の農業の維持発展を促進させる。

21世紀おかやま農業経営基本方針(令和5年6月)	新規就農者の確保数の目標 750人/5年
21おかやま農林水産プラン(平成31年2月)	新規就農者数 目標 150人/年

## 3 新規就農者に対するサポート内容

### (1) 就農相談等

ア ホームページ、パンフレット等での情報提供

就農希望者に対し、メディアやホームページ等を活用して、本県農業の魅力を積極的に情報発信する。

就農希望者向け総合サイト「晴れの国おかやまで農業をやってみませんか？」

HPアドレス：<https://www.okayama-ninaite.com/>

イ 就農相談対応、就農相談会の開催

県内外において定期的な就農相談会を開催し、併せてインターネットを活用したオンライン相談会を実施する。（年間30回程度）

また、就農に向けた研修や研修先の情報、就農相談会の開催予定、農地や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報など、就農希望者のニーズに沿った情報提供を行う。

ウ 地域就農オリエンテーション（現地見学会）の実施

県内9地域において、ツアー型の現地見学会（年2回）や個別の現地見学（随時）を実施する。

**（2）就農前の支援**

ア 研修の実施

a 新規就農研修事業（農業体験研修）

新規参入希望者等を対象に、先進農家等の下で約1ヶ月間農作業や農家生活を体験する農業体験研修を実施する。

b 新規就農研修事業（農業実務研修）

農業体験研修を修了した者等が、技術の習得や農地・住宅の確保、地域との絆づくり等により独立・自営就農するための農業実務研修（2年以内）を実施する。

[実施主体]

- ・ 県の承認を受けた市町村の新規就農者等確保計画に記載された農業協同組合、農業公社、先進農家等
- ・ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園
- ・ 岡山県農林水産総合センター農業大学校
- ・ 公益財団法人中国四国酪農大学校

c 社会人就農研修事業

他産業従事者等の就農に向けた知識、技術の習得を図るため、三徳園において、講義・実習・現地視察研修を組み合わせた実践的な研修（果樹、野菜）を実施する。

d 栽培実践研修

本格就農に向け、就農予定地と連携し、年間を通じた果樹（ぶどう・桃）や野菜の実践的な研修（最長2年間）を実施する。

e 帰農者支援事業

定年帰農者など意欲ある就農希望者等を対象に、産地等が実践的な栽培技術習得研修を支援する。

イ 就農に向けたサポート

a 産地づくり支援（受入体制強化事業）

産地の受入体制を強化するため、親方農家の資質向上に資する研修会や情報交換会等を開催する。

b 早期経営確立支援

農業体験研修・実務研修を活用して就農した者を対象に、農地や住宅等の賃借料や空き家・中古農業機械等の修繕費を助成し、初期経費を支援する。

また、充実した研修を行うため、受入組織の運営、研修ほ場や機械の整備等を支援する。

c 青年等就農計画の作成支援

県及び市町村は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画の普及を図るとともに、作成を支援する。

d 情報提供及び相談対応

栽培技術や経営ノウハウの習得については農業普及指導センター、三徳園、農業協同組合、農業士、就農アドバイザー等が、農地の確保については農業委員会及び農地中間管理機構が、営農資金については日本政策金融公庫岡山支店や農業協同組合等が、施設・機械の整備については市町村や県民局等が、それぞれ役割分担しながら、情報提供や相談対応を行う。

e 就農後の販路確保、販路開拓に向けた相談対応

農業協同組合等と連携し、系統出荷や直売所等、販路確保・開拓のサポートを行う。

(3) 就農後の定着、経営発展に向けた支援

ア 就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修

経営の安定化に向け、農業普及指導センター、市町村、農業協同組合、農業士、就農アドバイザー等が一体となって、きめ細かなフォローを行う。

また、認定新規就農者制度の周知を徹底するとともに、毎年実施する青年等就農計画のフォローアップを進める。

イ 規模拡大に向けた農地、施設・機械の紹介、営農資金の相談等

栽培技術や経営ノウハウ習得については農業普及指導センター、三徳園、農業協同組合、農業士、就農アドバイザー等が、農地の確保については農業委員会及び農地中間管理機構が、営農資金については日本政策金融公庫岡山支店や農業協同組合等が、施設・機械の整備については市町村や県民局等が、それぞれ役割分担しながら、情報提供や相談対応を行う。

ウ 販路確保、販路開拓に向けた支援

農業協同組合等と連携し、系統出荷や直売所等、販路確保・開拓のサポートを行う。

エ 地元農家や地域住民との交流促進の取組

農業普及指導センターによる巡回指導や情報提供、青年等の交流機会の提供、三徳園の研修を通じた新規就農者同士の親睦を深め、情報交換ができる場を確保する。

4 経営発展支援事業に係る岡山県加算ポイントの設定

別紙のとおり

経営発展支援事業県取組ポイント

区分	項 目	付与ポイント
就農 形態	次のいずれか該当する項目を選択する。	
	① 非農家出身の新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）	2点
	② 親の農業経営とは別に新たな部門を開始する者	2点
	③ 経営の全部又は一部を継承し、農業経営を開始する者	1点
作目	① 作付けの主要な品目（注1）が、県の振興方針等に記載された推進品目である。	2点
	② 1に該当しないものの、主要な品目（注1）が、主な営農地域の所在する市町村における振興方針等に記載された推進品目である。	1点
年齢	次のいずれか該当する項目を選択する。	
	① 就農（予定）時の年齢が40歳未満	2点
	② 就農（予定）時の年齢が40歳以上50歳未満	1点
その他	上記算定後、国から配分された県加算ポイントに残数があった場合は、国ポイントの合計が高い順に1ポイントずつ付与するものとする。  （注2）	1点

（注1）「主要な品目」とは、当該農業者の経営品目の中で、農業所得が最大となる品目とする。

（注2）国の配分ポイントの残数より、次点の人数が上回った場合には、その時点で付与を終了する。